

岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

地域住民の交流を促進し、コミュニティの維持発展を図るため、地域行事等に必要な備品の修繕又は購入を行ったものに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) コミュニティ活動推進備品 神輿、山車、獅子舞用具、太鼓、物置、屋外掲示板及びテントの7区分をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会及び学区・地区連合町内会とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める補助対象備品の修繕又は購入、及びそれに伴う補助対象備品の処分、設置、運搬とする。なお、補助対象備品の移設は修繕に含める。

(補助対象備品)

第5条 補助対象備品は、次に掲げるコミュニティ活動推進備品のうち、補助事業者が所有・維持管理し、使用するものとする。

(1) 地域の伝統行事等に使用する神輿、山車、獅子舞用具、太鼓及びテント

(2) 補助事業者の所有する備品を保管するための物置。ただし、建築基準法に適合したものに限る。

なお、備品の出し入れ以外の目的で中に立ち入るもの及び車両(自転車を含む)を保管する目的のものは除く。

(3) 地域における行事等を周知するための屋外掲示板

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の表の補助対象備品区分の欄に掲げる補助対象備品の修繕又は購入に要する費用に、同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた額。)とし、その額はそれぞれ同表の限度額の欄に定める金額を超えないものとする。ただし、事業費総額はそれぞれ同表の下限金額以上でなければならない。

補助対象備品区分	補助率	補助限度額	下限金額（事業費総額）
(1) 神輿	2分の1	500,000円	100,000円
(2) 山車	2分の1	500,000円	100,000円
(3) 獅子舞用具	2分の1	500,000円	100,000円
(4) 太鼓	2分の1	500,000円	100,000円
(5) 物置	2分の1	100,000円	50,000円
(6) 屋外掲示板	2分の1	100,000円	50,000円
(7) テント	2分の1	100,000円	50,000円

(補助期間)

第7条 補助事業の実施期間は、交付申請のあった年度内に限るものとする。

(補助金交付の制限)

第8条 1年度内の補助金の交付は、第6条の表に掲げる補助対象備品区分のうち1区分1回のみとし、次項に定める期間は同一区分の補助金の交付を受けることができない。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

2 同一区分の補助金の交付を受けることができない期間は、第6条の表(1)から(4)の区分については、当該区分の補助金の交付を受けた翌年度から10事業年度の間、同表(5)から(7)の区分については、当該区分の補助金の交付を受けた翌年度から5事業年度の間とする。

3 他の補助制度の対象になっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 補助事業に係る見積書の原本(町内会会員により修繕等する場合は省略できるものとする)

(2) コミュニティ活動推進備品に係る収支予算書(様式第2号)

(3) 補助対象備品を確認できるもの(写真・カタログ)

(4) 補助対象備品の保管・設置場所を示すもの(地図)

(5) 補助対象備品の保管場所が町内会所有の建物以外の場合は保管承諾書の写し

(6) 補助対象備品の設置場所が町内会所有以外の私有地の場合は土地使用承諾書の写し

(7) 補助対象備品の設置場所が公有地の場合は占用許可等の写し

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、審査を行い、交付を決定する。なお、申請金額が予算を上回った場合は抽選とする。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。なお、申請時に提出した書類の内容から変更があった場合は、変更後の書類の提出を要す。

- (1) 領収書の写し（請求書の写しでも可。その場合はあとで領収書の写しの提出が必要。）
- (2) 補助事業実施後の写真
- (3) 検査済証の写し（建築確認が必要な物置を購入する場合）

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。